

自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定

I. 【非自動継続型】

1. （預金の支払時期等）

自由金利型定期預金（M型）（以下、「この預金」といいます。）は、証書（もしくは通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. （利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および証書（もしくは通帳）記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（もしくは通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により、次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下、「自由金利型2年定期預金（M型）」といえます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、証書（もしくは通帳）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下、「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、本条第1項にかかわらず、約定日数および約定利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数あるときは、各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を定期預金共通規定第5条第2項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について、後記期限前解約利率一覧表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日の普通預金利率を下回る場合には、その普通預金利率とします。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型としたときのこの預金については、6ヵ月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数あるときは、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. （中間利息定期預金）

（1）中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

（2）中間利息定期預金については、原則として、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。

なお、印鑑は、この預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続する場合には、証書式のときは証書所定の受取欄に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、通帳式のときは通帳とともに当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、当店に提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続する場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、証書（もしくは通帳）とともに提出してください。

Ⅱ. 【自動継続型】

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下、「この預金」といいます。)は、証書(もしくは通帳)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。
継続された預金についても、同様とします。
ただし、継続の回数は、10回を限度とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをした場合には、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止する場合には、満期日(継続したときは、その満期日)までにその旨を申出てください。
この申出があった場合には、この預金は、満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続したときは、その継続日。以下、本条第1項および第2項において同様とします。)から満期日(継続したときは、その満期日)の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)および証書(もしくは通帳)記載の利率(継続後の預金については、第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。
ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(もしくは通帳)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。その場合、小数点第4位以下は切捨てます。ただし、中間利払日の普通預金利率を下回る場合には、その普通預金利率とします。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。
なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下、「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」)とします。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、本条第1項にかかわらず約定日数および約定利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。
 - ③ 中間払利息(中間利払日が複数あるときは、各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下、「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息、および預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下、「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。
また、満期払利息は、満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。
また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、証書(もしくは通帳)とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息は除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続

日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を定期預金共通規定第5条第2項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは、最後の継続日。以下同様とします。）から解約日の前日までの日数について、後記期限前解約利率一覧表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日の普通預金利率を下回る場合には、その普通預金利率とします。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型としたときのこの預金については、6ヵ月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数あるときは、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。

なお、印鑑は、この預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続する場合には、証書式のときは証書所定の受取欄に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、通帳式のときは通帳とともに当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、当店に提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続する場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、証書（もしくは通帳）とともに提出してください。

以上

| 【期限前解約利率一覧表】 | | | | |
|------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------|
| 約定期間 預入していた期間 | (定型方式) 1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、 6ヵ月、1年、2年 (満期日指定方式) 1ヵ月以上3年未満 | (定型方式) 3年 (満期日指定方式) 3年以上4年未満 | (定型方式) 4年 (満期日指定方式) 4年以上5年未満 | (定型方式) 5年 |
| 6ヵ月未満 | 解約日の普通預金利率 | 解約日の普通預金利率 | 解約日の普通預金利率 | 解約日の普通預金利率 |
| 6ヵ月以上1年未満 | 約定利率×50% | 約定利率×40% | 約定利率×40% | 約定利率×30% |
| 1年以上1年6ヵ月未満 | 約定利率×70% | 約定利率×50% | 約定利率×50% | 約定利率×40% |
| 1年6ヵ月以上2年未満 | 約定利率×70% | 約定利率×60% | 約定利率×60% | 約定利率×50% |
| 2年以上2年6ヵ月未満 | 約定利率×70% | 約定利率×70% | 約定利率×70% | 約定利率×60% |
| 2年6ヵ月以上3年未満 | 約定利率×70% | 約定利率×90% | 約定利率×80% | 約定利率×70% |
| 3年以上4年未満 | | 約定利率×90% | 約定利率×90% | 約定利率×80% |
| 4年以上5年未満 | | | 約定利率×90% | 約定利率×90% |

(注) 小数点第4位以下切捨てます。ただし、解約日の普通預金利率を下回る場合には、その普通預金利率とします。